令和７年台風２２・２３号被災による八丈町へ

寄せられた義援金と物価高対策補助金に関するおしらせ

【令和８年１１月広報折込記事配布後更新版】
物価高における児童手当対象児童が島外へお住まいの方への注意書き追記版

【令和７年台風２２・２３号被災による八丈町へ寄せられた義援金について】

この度は、令和７年台風２２・２３号被災支援の義援金にご協力いただきましてありがとうございました。皆様の温かいご厚意により、大変多くの義援金を集めることができ、その額１億５，９００万円の金額となりました。（「寄付金」は除いています。）

この募られた義援金を八丈島へ還元すべく、その配分につきまして、本年５月２７日に配分を決める委員会を開催しました。その結果、配分方法につきましては、罹災証明（住家）を受けている方で持家・全壊の方への配分金額最上位１００万円として、段階別に配分金を支給するとともに、被災した１０月９日時点で八丈町に住所を有していた方へ一人１万円を分配することといたしました。

段階別の設定金額は別表のとおりとして掲載します。なお、申請単位は世帯とし、その基準日及び罹災証明発行基準日は統一して令和８年６月１日といたします。

■別表■罹災証明（住家）段階別分配金額

	持家	借家
全壊	1,000,000	300,000
大規模半壊	800,000	200,000
中規模半壊	600,000	100,000
半壊	400,000	50,000
準半壊	200,000	-
準半壊に至らない	60,000	-

【物価高対策補助金】

物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、八丈町における全町民へ向けて補助金を支給することで、経済活動の低下の抑止を図るとともに子育て世代には、補助金加算の支給を行い、子育て環境充足の一助と成すことを目的として、本年度補助金を支給いたします。

令和８年６月１日（基準日）時点で八丈町に住民票がある方へ一人あたり５，０００円を支給。また、当年度１８歳を迎える世代（高等学校３年生相当）以下の方には５，０００円を上乗せ加算し支給いたします。

＜次ページ（裏面）へ続きます。＞

児童手当を受給されている者の受給対象児童が、八丈町以外の住所であっても、前項同様に当該世帯へ受給対象児童分の手当を支給するものとしていますが、**児童手当支給対象となるお子さんが島外におられ、国民健康保険以外の健康保険に加入されている場合には、今回の通知書算定に含まれておりませんのでご注意ください。該当される方は、保険証(資格者証)親子分の写しや児童手当を受給されていることの資料(児童の氏名・生年月日は必ず必要といたします。)を揃えていただき、再算定の申請を申し出ください。(既に申請済の方もご相談ください。)**

申請単位は世帯とし、その基準日は令和８年６月１日といたしますことをおしらせいたします。

【前段２つの配分金と補助金の世帯へのお知らせと申請について】

前段２つのお知らせは、基準日における全世帯を対象として、１０月１３日の日付にて同時に送付しております。なお、両方対象になる世帯には両方のお知らせと申請書を同封して送付しております。

申請については、通知書・申請書・口座が判る通帳またはキャッシュカード等の活字で文字と数字が判別できる資料を申請時にご用意ください。

両方の申請を別々の口座とすることはなるべくお控えいただきますようご協力をお願いいたします。

【転出世帯に関しまして】

転出世帯であっても、対象となる世帯には転出先（国内に限る）へ郵送いたしますので、**申請書を記入いただき、通知書と振込口座が判る通帳またはキャッシュカードのコピー等を添えて郵便にて、申請してください。**

〔郵送先〕
〒100-1498
東京都八丈島八丈町大賀郷 2551 番地 2
八丈町福祉健康課厚生係　宛

＜担当＞八丈町福祉健康課　厚生係　2-5570

■申請期限は令和9年3月31日としており、各出張所でも申請受付を行っております。